

## 裁量統制の法理と展開：イギリス裁量統制論

深澤，龍一郎

<https://hdl.handle.net/2324/1654976>

---

出版情報：九州大学，2015，博士（法学），論文博士  
バージョン：  
権利関係：やむを得ない事由により本文ファイル非公開（3）

氏 名 : 深澤 龍一郎

論 文 名 : 裁量統制の法理と展開——イギリス裁量統制論——

区 分 : 乙

## 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、わが国の行政裁量の司法審査において参照されることが増えているイギリスの行政裁量論のうち、これまで十分に取上げられることのなかった「裁量拘束禁止 (no-fettering) 原則」とそれに関連する判例法理の展開、および、行政裁量と司法審査に関する近時の判例・学説の動向を考察し、それを手がかりとして、わが国の行政裁量論（特に、裁量基準の法的性質、および、行政裁量の司法審査のあり方）に検討を加えるものである。本論文は、以下のとおり、4つの部と8つの章から構成される。

第1部「裁量学説」の第1章「Denis James Galligan の行政裁量論——イギリスにおける裁量学説の検討——」は、イギリスにおける裁量「学説」と呼ぶのに相応しい（近時ではおそらく唯一の）ものである Denis James Galligan の行政裁量論を取り上げる。本章は、Galligan の行政裁量論について、①裁量の概念、②ルールと裁量の正しいバランス、③裁量決定の司法審査といった問題をクローズ・アップして概観し、さらに、イギリスの行政法理論上の位置づけを与えるとともに、わが国の行政法理論との比較を試みることにより、次章以降で検討すべき具体的な諸問題を抽出する。

第2部「裁量基準」のうちの第2章「裁量基準の法的性質と行政裁量の存在意義」は、裁量基準の法的性質の問題として、(a)裁量基準の一律適用の可否の問題、および、(b)裁量基準の拘束性（具体的には、(b<sub>1</sub>)行政機関が決定をするときに現行の裁量基準に認められる拘束性、または、(b<sub>2</sub>)行政機関が裁量基準を変更したうえで決定をするときに旧裁量基準に認められる拘束性）の有無ないしその程度の問題を検討する。本章は、イギリスの判例法理として、(a)の問題に対応する裁量拘束禁止原則、および、(b)の問題に対応する「正当な期待 (legitimate expectation) の法理」と「一貫性 (consistency) の法原則」の展開を考察し、これらの判例法理を踏まえて、わが国の学説・判例を検討し、結論的には、上記の(a)(b)の問題が主として依存する5つの要素を指摘する。引き続き、第3章「補論——行政基準」は、前章において展開した裁量基準論を、より広く（伝統的な）行政立法論や（近時の）行政基準論、さらには法治主義の枠組みの中に位置づけて考察することにより、行政基準論の今後の方向性を提示する。

第3部「裁量審査」のうちの第4章「イギリスにおける司法審査の憲法的基礎——議会主権の原則と法の支配——」は、イギリスにおいて、伝統的に行政法の中心原理とされてきた「アルトラ・ヴァイリーズ (ultra vires) 原則」が1980年代末に学説により批判されたことを契機として生じた「司法審査の憲法的基礎」をめぐる論争を取り上げる。本章は、伝統的なアルトラ・ヴァイリーズ原則を批判する所説、それを受けて司法審査の憲法的基礎をコモン・ロー原理に求める所説、伝統的なアルトラ・ヴァイリーズ原則の修正を試みる所説を検討し、それを通じて、司法審査の基準となる法とは何か、憲法上議会の自由な立法が認められる領域において、裁判所が司法審査の基準を創造することはいかにして憲法的に正当化されるかという問題について、一定の解答を示す。次い

で、第5章「イギリスの司法審査と1998年人権法」は、1998年人権法（Human Rights Act 1998）がヨーロッパ人権条約（European Convention on Human Rights）を国内法化し、適合的解釈の義務と不適合宣言の制度を導入したことにより、イギリスの司法審査がどのように変化したかという問題を取り上げる。本章は、判例を素材として、一方では、人権法施行前のヨーロッパ人権条約とコモン・ロー上の人権、他方では、人権法施行後の人権条約上の権利が、それぞれ制定法の解釈と司法審査にとって有してきた法的意義を比較することにより、イギリスの司法審査の今日的到達点を明らかにする。以上のイギリス法に関する考察を踏まえて、第6章「裁量統制の法理の展開」は、わが国における行政裁量の司法審査の方法である社会観念審査、判断過程の合理性審査（考慮事項に着目した審査、裁量基準に着目した審査）を採用した代表的な判例を考察の対象として、社会観念審査の内在的論理、考慮事項に着目した審査の正当性、社会観念審査と考慮事項に着目した審査との関係、考慮事項に着目した審査と裁量基準に着目した審査の使い分けといった問題について、検証する。

第4部「行政領域」のうちの第7章「イギリスの公的扶助領域における行政審判所の展開」は、イギリスの公的扶助制度におけるルールと裁量の配分の歴史的変遷と、それに応じた行政審判所の機構・性質・機能の変化を跡付けるものであり、特に第2章との関係では、大量的な決定の場合における裁量拘束禁止の要請と決定の公平性・効率性の要請という二律背反する要請へのイギリス行政法の対応の仕方を明らかにする。また、第8章「都市計画決定の裁量と訴訟——イギリス法を素材として——」は、イギリスの計画裁量に関する学説と都市計画訴訟に関する判例を検討するものであり、わが国において都市計画争訟制度を設計するための視座を得るべく、通常の行政決定とは異なる都市計画決定の裁量と訴訟の特質を摘示する。